

香川県内の事業者の皆さまの

営業活動の早期回復や次の事業展開を支援する

香川県営業活動 回復加速化支援金

スタート!



新型コロナウイルス感染症の影響が残る事業者の皆様を支援し、
早期の営業活動の回復や次の事業展開につなげていただくための支援金です。

対象者	<p>①香川県内に事業所(個人事業主にあつては住居又は事業所)を有し、主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う中小企業、中堅企業等又は個人事業主</p> <p>②香川県内に事業所(個人事業主にあつては住居又は事業所)を有し、上記①の事業者と直接の取引がある中小企業、中堅企業等又は個人事業主</p> <p>③香川県内に事業所(個人事業主にあつては住居又は事業所)を有し、県内の飲食事業者(食品衛生法に基づく営業許可を得て、店舗を有し、飲食店又は喫茶店の営業を行う法人又は個人事業主)と直接又は間接の取引がある中小企業、中堅企業等又は個人事業主</p> <p>④香川県内に店舗を有する飲食事業者(夜間に営業している飲食店を含みます。)</p>
要件	<p>支給要件は、以下の3つの要件を全て満たしていることとします。</p> <p>①新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う人流の減少等による直接的な影響を受け、令和3年10月から12月までの県内事業所・店舗における売上の合計額が、「令和元年同期(令和元年10月から12月まで)」又は「平成30年同期(平成30年10月から12月まで)」の売上の合計額と比較して20%以上減少していること</p> <p>②令和3年7月1日以前から県内で事業を継続しており、今後も県内で事業を継続する意思を有すること</p> <p>③感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の取組みを行っていること</p>
支給額	<p>支給額 = 【「令和元年同期」又は「平成30年同期」の県内事業所・店舗における売上の合計額】 - 【令和3年10月から12月までの県内事業所・店舗における売上の合計額】(千円未満切捨て)</p> <p>ただし、1事業者当たりの上限額は30万円とします。</p>

申請手続
について

申請受付期間

令和4年1月18日(火)～令和4年2月28日(月) 当日消印有効

申請方法

郵送

(簡易書留など送達が
確認できる方法)

〒760-0017 高松市番町一丁目2番26号 トキワ番町ビル4階
香川県営業活動回復加速化支援金事務局

必要書類

- 申請に必要な書類は、ホームページからダウンロードいただくか、県庁東館受付、各県民センター(東讃・小豆・中讃・西讃)、市役所・町役場の商工担当課でも入手いただけます。
- 申請に当たっては、①令和3年10月～12月と「令和元年同期(令和元年10月～12月)」又は「平成30年同期(平成30年10月～12月)」の事業者としての県内事業所・店舗での売上高が確認できる書類のほか、②直近の確定申告書類の写し、③店舗等の外観・内観の写真などが必要となります。

詳しくは、

香川県営業活動回復加速化支援金

検索

で御確認ください。

※ホームページURL <https://kagawa-kaifuku.com>



お問い合わせ

香川県営業活動回復加速化支援金事務局

☎087-813-3249

平日9時00分から17時30分まで

令和4年1月18日(火)9時予定

- ・コールセンター開設
- ・ホームページ開設

支給対象となりうる事業者の具体例

①主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者

主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う中小企業、中堅企業等又は個人事業主(※1)

商品・サービス提供事業者

小売業

サービス業

- ・タクシー・運転代行事業者
- ・持帰り・配達専門の飲食店
- ・クリーニング店、理美容院、エステティックサロン、リラクゼーション施設、冠婚葬祭施設
- ・スポーツ施設、遊戯場
- ・学習塾、音楽教室 など

②上記事業者に商品・サービスを直接的に提供する事業者

直接取引関係のある事業者

食品加工・製造事業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者、卸・仲卸、広告事業者、ソフトウェア事業者 など

③飲食事業者の取引事業者

県内の飲食事業者と直接・間接の取引がある中小企業、中堅企業等又は個人事業主(※1)

間接取引関係のある事業者

流通関連事業者

業務用スーパー、卸・仲卸、問屋、農協・漁協、貨物運送事業者 など

飲食品・器具・備品等の生産者

農業者、漁業者、器具・備品製造事業者 など

直接取引関係のある事業者

食品加工・製造事業者

惣菜製造業者、食肉処理・製品業者、水産加工業者、飲料加工事業者、酒造業者、酒販業者 など

器具・備品事業者

食器・調理器具・店舗の備品・消耗品を販売する事業者 など

サービス事業者

接客サービス業者、清掃事業者、廃棄物処理業者、広告事業者、ソフトウェア事業者、設備工事業者 など

④飲食事業者(夜間に営業している飲食店を含みます。)

食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店(※2)の営業を行う法人又は個人事業主(※1)

(※1)いずれも県内の店舗・事業所にて該当の事業を行っていること。

(※2)自動販売機のための営業許可を受けている事業者は除く。

詳しくは、  **香川県営業活動回復加速化支援金**  **検索** で御確認ください。

※ホームページURL <https://kagawa-kaifuku.com>

